

有料職業紹介手数料表（許可番号 14-ユ-302306）

類型	サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
共通	求人受理時の事務費用	無料
一般登 録型	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や 労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年 を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定 書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
	求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、 より専門的な相談・助言の付加サー ビスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や 労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
サーチ /スカウト型	特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>2,000,000 円</u> 成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や 労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年 を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定 書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
再登録 支援型	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や 労働条件通知書

		等に記載されている額) の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年 を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定 書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
--	--	--

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

クロスモア合同会社